

宇部市立見初小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、見初小学校のすべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

1 いじめの防止等のための対策に対する基本的な方針

（1）本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為です。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行います。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、

「未然防止」の取組を重視し、いじめに向かわない態度・能力等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを進めながら、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、本校の学校教育目標が示す、自立・確かな学力・人間関係力を育てることを基本的な考え方とし、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

また、いじめの未然防止や早期発見、早期対応については、家庭や地域と一体となった取組がますます重要となっており、市内各学校で特色ある取組が進むコミュニティ・スクールやうべ協育ネット、PTA（本校では育友会）との連携を一層充実することにより、地域社会とともにある学校として、いじめ等のない心豊かな教育環境づくりを推進します。さらに、いじめの防止・解決に向け、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や児童生徒の主体的な活動を推進します。

（2）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行います。また、いじめの判断、認知等については、国の基本方針のいじめの定義に基づき行うこととし、特定の教職員のみによることなく、法第22条に定める「いじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。特に、ふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。さらに、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起りうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(2) 校内体制について

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置します。この会議では、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図ります。また、いじめ問題対策会議は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。いじめ問題対策会議は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制をとります。

いじめ問題対策会議の構成員

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

【教職員】 教務主任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭

【心理や福祉の専門家】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【保護者や地域住民の代表】 学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）

(3) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童生徒の規範意識を醸成する取組は重要です。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をすること」「礼儀正しく人と接すること」について、児童生徒の心身の成長の過程に即して重点的かつ具体的に取り組みます。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けています。本校においても、この月間に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や、児童（生徒）会等による主体的な活動の充実を図ります。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

ア 幼保・小連携や小・中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、幼保・小連携や小・中連携の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、異校種間の連携の一層の促進に努めます。

イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、教職員のカウンセリング能力の向上や関係機関と連携した取組の事例検討等、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施し、いじめ防

止等に係る取組の充実・強化を図ります。

ウ 教育相談との連携

本校では、6月、10月、1月の3回、教育相談週間実施します。LoGo フォームを使用し、各家庭で「いじめアンケート」（児童・保護者対象）を行った後に、一人ひとりに寄り添った教育相談を実施します。（5、6年生については、1学期と3学期にFit アンケートを実施します。）また、2月にもう一度、学校作成のアンケートを児童に実施後に個別相談を行うことで、次年度に向けて児童一人ひとりが気持ちよくスタートを切ることができるように全校体制で継続した支援・指導を行っていきます。なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

エ 様々な機会をとらえた児童生徒理解

発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。

東日本大震災等の災害により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

（1）未然防止・早期発見・早期対応の取組

ア 学校全体としての取組内容

いじめの 未然防止	<p>①対話を大切にする「学び合い」のある授業づくりを推進します。</p> <p>②道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育む場として、道徳科の授業では、「いじめ問題」を扱います。よりよく生きるために基盤となる道徳性を養うために道徳教育を中心とした心の教育を推進します。</p> <p>③「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚を育成します。</p> <p>④「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ「命を考える授業」の</p>
--------------	--

	<p>設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図ります。</p> <p>⑤自然に触れ、集団で行動し、豊かな体験活動を経験できる集団宿泊活動の取組を進め、子どもたちの心と体の成長を促進します。</p> <p>⑥集団活動が苦手な児童生徒に対しては、人と上手く関われるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、周りの児童生徒が、集団活動が苦手な児童生徒の特性を理解し、温かく受け入れができるような集団づくりを進めます。</p> <p>⑦児童生徒が自ら命の危機を乗り越える力、児童生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける「自殺予防教育」を導入します。</p> <p>⑧全校で「ふわふわ言葉を増やし、ちくちく言葉を減らす」活動に取り組むことで、児童の言葉に対する意識を高め、互いを尊重する心情を涵養します。</p> <p>⑨平成25年12月に制定した「いじめ撲滅に関する宣言」を、「いじめアンケート」を配付する際に唱和するとともに、宣言の内容を実践していく取組を行います。</p> <p><u>見初っ子宣言 「みんなで思いあい めざせ笑顔100% いじめ0%」</u></p>
いじめの早期発見(日常観察)	<p>①誰にも相談できない児童生徒がいるのではないかとの認識の下、日常の観察を行います。</p> <p>②LoGo フォームを使用した「いじめアンケート」を年3回（6月、10月、1月）実施します。</p> <p>③「週1アンケート」を<u>毎週水曜日</u>に実施します。</p> <p>④教育相談週間を年3回実施します。</p> <p>⑤いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童生徒が発するサインを鋭くキャッチすることに努めます。特に、仲間内での言動に留意します。</p> <p>⑥特別支援学級に在籍する児童生徒や、発達障害のある児童生徒に対して、全ての教職員がその特性を理解しつつ、見守る活動を行います。</p> <p>⑦教育相談室等で他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気で相談できる体制を整えます。</p> <p>⑧休み時間の見守りや指導等は、複数教職員で連携して行います。</p> <p>⑨学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知します。</p> <p>⑩いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類します。</p> <p>【レベル1】日常的衝突としてのいじめ 社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしばみられる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。</p> <p>【レベル2】教育課題としてのいじめ 児童間トラブルが、日常的な衝突を越えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があったもの。</p> <p>【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ 認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性の</p>

	あるもの。
いじめの 早期対応	<p>いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、情報を共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進します。</p> <p>①いじめの疑いが生じた場合、聴き取り等により、状況等の事実を把握・確認します。</p> <p>②把握した事実を基に、管理職を含めた関係教職員による協議の場を設定し、具体的方針を決定します。また、状況に応じて、臨時職員会議を開催します。</p> <p>③原則、いじめられている児童生徒の相談は担任が対応します。事案によっては、いじめられている児童生徒が相談しやすい教職員が対応を行います。</p> <p>④管理職、生徒指導主任等を中心とする複数の教職員が、いじめている児童生徒への対応を行います。</p> <p>⑤該当学年教員等を中心とする複数の教職員が、周囲の児童生徒への対応を行います。</p> <p>⑥担任が主に担当しますが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が、いじめられている児童生徒の保護者へ誠意をもって対応を行います。</p> <p>⑦面談の目的・役割分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職等によりいじめている児童生徒の保護者への対応を行います。</p> <p>⑧必要に応じ、管理職が、<u>学校運営協議会</u>や<u>育友会</u>等との協議等を行います。</p> <p>⑨必要に応じ、管理職、生徒指導主任等が、教育委員会、関係諸機関との協議等を行います。</p> <p>⑩全ての教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめ問題に対して適切に対応できるよう、積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施します。</p>

イ 家庭や地域との連携

家庭との 連携	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組みます。 ○保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを進めます。 ○学級懇談会において、いじめを題材に取り上げて話し合う場を設けます。 ○<u>育友会</u>と連携した取組を進めます。仮入学や育友会総会等の機会をとらえ、いじめの定義や学校のいじめ防止基本方針等について周知します。また、学校HPへの掲載をし、入学時・年度始めの周知を図ります。 ○学校いじめ防止基本方針のいじめ防止等の取組に係る達成目標を設定し、学校評価項目に位置づけ、目標達成状況を評価します。また、評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図ります。
地域との 連携	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールなどの特色ある取組を活かし、定期的に学校公開日を設け、地域と連携・協力しながら児童生徒を共に育てるという意識を高めます。 ○児童がよく立ち寄る場所を、ふれあい運動推進員会等と連携して組織的な巡回指導等を行い、学校外でのいじめの早期発見に努めます。 ○民生委員・児童委員や地域団体等から、いじめと思われることがあれば、積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させます。 ○コミュニティ・スクールなどの取組を活かしながら緊密に連携し、本校のいじめ

問題解決の取組を検証し、改善を図ります。

(2) インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性があります。一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、またインターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身につけさせる指導の充実を図ります。

(3) いじめに対する措置（いじめの解消について）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、それらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ問題対策会議等の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。いじめ問題対策会議においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

4 重大事態への対応

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行います。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告します。

(2) 調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進めます。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力します。

(3) 調査結果の報告

当該児童生徒・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告します。

5 その他の留意事項

学校いじめ問題対策会議での検証により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行います。そのために、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。